

## 支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

「社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会」は、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

### 1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

本会では、生活福祉資金の貸付相談や福祉相談、いきいき支援センターや仕事・暮らし自立サポートセンター等の相談支援業務等において、住まいの確保に困難を有する高齢者や障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等からの相談に応じている。

こういった相談者の安心で自立した生活に向けた支援を行うには、生活の基盤となる「住まい」を切り離して考えることはできず、「住まいの確保」と「必要な医療や介護、生活支援サービスを受けられる環境整備」の両面からの支援が求められている。

そのため、本会が現に行っている業務等を生かしながら、住宅確保要配慮者等に対する具体的な支援を行うとともに、居住支援協議会等に参画することで、より一層「誰もが安心して暮らしやすい地域づくり」に寄与するもの。

### 2. 支援業務を行う区域

名古屋市

### 3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 2 条第 1 号から第 6 号で定める者  
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、DV 被害者、生活困窮者等

#### 4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

(1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第 62 条第 1 号業務）

必要が生じた場合は一般財団法人高齢者住宅財団（家賃債務保証制度）と連携して実施する予定。

(2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 2 号業務）

本会地域福祉推進部内に配置された担当者（常勤兼務 3 名）が、支援対象者や不動産事業者等からの入居前や入居後の住まいや生活に関する相談に応じる。

(3) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 3 号業務）

セーフティネット住宅等の住宅に関する情報や福祉制度・生活支援サービス等に関する情報を総合的に提供する。

- ・設置場所 法人事務所内
- ・受付日時：週 5 日（月～金曜日）  
9 時から 17 時まで（祝日、年末年始は除く）
- ・相談方法：電話やメール、FAX、来所による面接

・窓口の周知方法

会員や関係機関への周知や、本会及び名古屋市の Web ページへ相談窓口を掲載

(4) 賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第 62 条第 4 号業務）

実施なし

(5) 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第 62 条第 5 号業務）

実施予定（残置物等処理業務規程認可申請中）

(6) 附帯業務（法第 62 条第 6 号業務）

・本会ホームページの掲載による制度周知

常時本会ホームページへの掲載を通じて、社会福祉法人等の福祉関係者に対して住宅セーフティネット制度等に関する周知を行う。

#### 4-2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

(1) 当該支援業務の内容

該当なし

(2) 対価及び提供の条件

該当なし

## 5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

### (1) 支援業務を実施する組織体制

支援業務を実施する部署は、「地域福祉推進部」とする。居住支援業務担当職員として下記職員が従事予定である。※組織図は別紙（令和7年4月1日現在）のとおり。

※会計処理について

- ・「社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会」本部の本経理とは別会計・別通帳とする。
- ・帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・保管方法は毎年度、ファイリングする。
- ・帳簿の備付け等は、法第67条並びに合同規則48条及び49条を遵守する。
- ・保管は10年とする。

### (2) 人員・運営体制

#### <居住支援事務局>

所属名 地域福祉推進部

責任者	1名（部長、常勤・兼務）
副責任者	1名（次長、常勤・兼務）
担当者	2名（主事・常勤・兼務）

### (3) 支援業務を行う事務所の所在地

名古屋市北区清水四丁目17番1号

### (4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

居住支援法人の支援業務は、本会において現に行っている業務の範疇であるため、定款第29条第1項及び会長専決規程第2条第14項にもとづいて会長専決事項とし、令和元年11月22日開催の理事会・評議員会にて決定した。

### (5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報の管理については、「個人情報保護規程」に沿って適切に行う。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会に参画する。また、「居住支援団体」として参画している名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会及び専門部会についても引き続き参画する。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

・愛知県共同住宅協会との共同事業体「なごや居住支援コンソーシアム」を組織し、名古屋市の「居住支援コーディネート事業」(令和4年10月より)を受託し、相談機関を經由しての相談やセーフティネット住宅の大家等からの相談に応じている。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

(1) 人材の確保及び資質の向上に関する事項

居住支援に関係する外部組織が主催する研修会に参加し、住宅や福祉に関する専門的な知識を身につける。また、他の居住支援法人の取り組み事例に触れる。

また、本会では、人材確保の取組の一環として、採用パンフレットの刷新およびホームページのリニューアルを実施し、より多くの方に本会の理念や業務内容を理解していただけるよう情報発信の充実を図っている。これにより、本会の活動に関心を持ち、入職を希望する人材の増加を目指している。